

岐阜市中央卸売市場電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市中央卸売市場で使用する電気（低圧電力）
- (2) 供給場所 岐阜市茜部新所2丁目5番地
- (3) 供給建物 岐阜市中央卸売市場
- (4) 業種及び用途 官公庁（卸売市場）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等、予定使用電力量等
別紙のとおり
- (2) 供給期間
令和4年12月の検針日から令和7年12月の検針日の前日まで
- (3) 電力計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針日程 10
- (4) 需給地点
電気設備と引込線との接続点
- (5) 非常用自家発電設備
無し
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - ウ 従量電灯C 基本料金＝基本料金契約単価×契約容量
従量電灯C 電力量料金＝第1段電力量料金契約単価×（0～120kWhまでの使用電力量）＋第2段電力量料金契約単価×（121～300kWhまでの使用電力量）＋第3段電力量料金契約単価×（301kWh以上の使用電力量）＋燃料費調整単価×使用電力量
0～120kWhまで第1段電力量料金契約単価、121～300kWhまで第2段電力量料金契約単価、301kWh以上を第3段電力量料金契約単価とする。
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする旧一般電気事業者に準ずることとする。
 - カ 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - キ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ク 月毎の料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。
- (2) 電気料金の請求及びデータの提供
 - ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は3(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は、WEBからのダウンロード、メールまたは書面にて岐阜市中央卸売市場へ送付すること。なお、請求書等の様式は、受注者の任意の様式によるものとする。

ウ 受注者は、一括請求によるものとし、発注者は納付書による入金のほか指定の口座へ一括にて支払うものとする。

(3) 現在の供給者、契約電力等

ア 現在の供給者 岐阜電力株式会社

イ 現在の契約電力等 40kVA

(使用電力量) 47,400kWh (3年間総計)

※ 15,800kWh (1年間)

令和3年度実績 100kWh 未満切り捨て

(4) 今回の契約を実行するため、設備構造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

予定使用電力量等

契約種別	従量電灯 C
供給方式	交流単相 3 線 100V
契約方法	主開閉器契約
契約容量	40kVA
スマートメーター	有
引込方法	電柱引込
供給月	使用電力量(kWh)
12 月	1,200
1 月	1,100
2 月	1,100
3 月	1,000
4 月	1,300
5 月	1,300
6 月	1,200
7 月	1,500
8 月	1,700
9 月	1,600
10 月	1,500
11 月	1,300
合計	15,800
3 年間予定使用電力量	47,400

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※ 各月の予定数量は、3年間（令和4年12月の検針日から令和7年12月の検針日の前日まで）について適用する。